

浜松市行政区再編に伴う建設業許可申請書類の記載について

令和6年1月1日より浜松市の行政区が再編されます。所在地変更について静岡県交通基盤部建設業課より案内がありました。ここでは、ポイントのみお知らせします。

- 特に令和6年1月1日以降に申請をする場合は、「新区名」を記載した書類を提出すること。
- 所在地の変更がなければ、行政区変更のみの変更届は不要
- 所在地市区町村コードが変更（行政区名が変更とならない「天竜区」も同様に変更）5桁→6桁。ただし、申請書類の市のコードが5桁までなので、左詰め5桁を記入することとなります。
- 令和6年1月1日以降申請前に取得した公的証明書類は、発行した時点の旧区名でも可（証明有効期間内に限ります。）
- 解体登録に関する届出及び経営規模等評価申請においても、同様の取り扱いとなります。

新しい所在地市区町村コード

- 中央区・・・221384→カラム欄は、22138 と記入
- 浜名区・・・221392→カラム欄は、22139 と記入
- 天竜区・・・221406→カラム欄は、22140 と記入

詳しくは、静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058 まで